

2 (1) ①	「このような現状において」に続けて、「法律を基にした理念・具体的行動伝達の管理システムを徹底し、」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (1) ①	列記される関係者に「飼育者/利用者団体」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	1
2 (1) ①	「国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、調査研究機関等の・・・」に「学術研究団体」を追加すべきである。	同上	3
2 (1) ①	「調査研究機関」の後に「動物愛護についての知識・経験を有する任意団体や個人等」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (1) ①	「調査研究機関」の後に「報道機関等」を追加すべきである。	同上	1
2 (1) ①	「調査研究機関」の後に「教育委員会等」を追加すべきである。	同上	5
2 (1) ②	公園等への看板の設置、市町村の広報紙に掲載、テレビCM・新聞のトップ面で定期的掲載等の具体的手法を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	6
2 (1) ②	適正な飼養方法について、立て看板、ポスター、自治体の広報、テレビCM、新聞の広告等で、定期的に「動物愛護法」を普及啓発すべきである。	同上	2
2 (1) ②	「動物愛護の意識を高める為に学校の授業に「動物愛護教育」を取り入れる。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	7
2 (1) ②	「広報活動」を「啓発活動」に修正すべきである。	同上	1
2 (1) ②	「広報活動等を実施すること。」を「広く実施」と修正すべきである。	意味が重複するため、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (1) ②	「各種普及啓発資料」の前に「放棄や虐待の現状報告・公表や」と追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。今後の普及啓発資料等作成の際、できる限り盛り込むこととします。	1
2 (1) ②	「国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭等において」に「動物虐待の防止に向けて、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、適正飼育に関する啓発を行い」と追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	7
2 (1) ②	「罰則についても、明確に広報すること」を追加すべきである。	同上	3
2 (1) ②	「関係団体等」に民間団体、個人で活動しているボランティアを含むべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (1) ②	関係者として「教育委員会」を追加すべきである。	同上	2
2 (1) ②	関係者として「警察」を追加すべきである。	「学校、地域、家庭」は教育活動等を実施する「場」の例示で、関係者を例示しているものではないため、追加の必要はないものと考えています。	7
2 (1) ②	「また、学校教育において、定期的に専門家による動物愛護の授業を行うことを義務とする」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務などを定めることは制度上できないこととなっています。	2
2 (1) ②	幼少時における動物との関わりの機会を積極的に与えるべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (1) ②	「虐待を受けている動物の一時保護ならびに法的措置に取り組むこと。また、」と修正すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置となります。まずは普及啓発を進める必要があると考えています。	7
2 (1) ②	「学校、地域、家庭等において」の後に「動物愛護センター（収容施設、処分施設等）の見学」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	2
2 (1) ②	「管理センター（愛護センター）についての目的、役割を条例で明文化すること」を追加すべき。	同上	1
2 (1) ②	「ペットの遺棄や虐待を防止する為に、罰則の対象となること等を広報、メディアへの掲載、啓発を行う」を追加すべきである。	当該部分は「普及啓発」に関する包括的な施策を明示していることから、追加の必要はないものと考えています。なお、ご指摘の趣旨を踏まえ、2(1)①を修正いたしました。	2
2 (1) ②	「動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施すること」を「動物の愛護及び管理に関する法律についての認識を広め、動物虐待防止、教育活動や広報活動等を実施すること」に修正すべきである。	同上	1
2 (1) ②	過剰多頭飼育等不適切な飼い主からは、動物を取り上げ、それ以降の飼育を禁止すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、義務づけ、禁止等を行うことは、制度上できないこととなっています。	2
2 (1) ②	「学校飼育動物へのいたづら・虐待者への制裁の実施」を追加すべきである。	動物愛護管理法上、愛護動物の虐待は罰則の対象となります。	1

2 (1) ②	「ペットの遺棄また虐待を行う飼主に対しては、相応なペナルティを科すこととする。」を追加すべきである。	動物愛護管理法上、愛護動物の虐待及び遺棄は罰則の対象となります。	1
2 (2)	「ペットの法的地位の見直し」を追加すべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
2 (2)	動物を「もの」とする法を改めるべきである。	同上	1
2 (2) ①	「従前に比べて大幅に減少したが、」の「大幅に」は削除すべきである。	例えば10年前（平成6年度：約80万頭）と比較しても、必ずしも削除する必要はないものと考えています。	1
2 (2) ①	「都道府県、政令市及び中核市における引き取られた犬ねこの殺処分は、国民に生命の軽視・心の荒廃をもたらし、ひいては無責任な飼養・遺棄・虐待に繋がりが連鎖している。」を追加すべきである。	引き取られた犬及びねこの殺処分は、現時点において必要であると考えています。	1
2 (2) ①	「国、地方公共団体等によって適正飼養を推進するための様々な取組が行われてきているが、」を「ほとんど行われてこなかった」に修正すべきである。	国及び地方公共団体等においては、適正飼養に係るガイドライン等の策定や不妊去勢措置の推進など様々な取組を実施してきています。	7
2 (2) ①	「年間約42万匹で約94%が殺処分」を「年間約42万頭あり、その約94%が殺処分」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正いたします。	1
2 (2) ①	「遺棄、虐待等の問題の発生が一部において見られている。」を「遺棄、虐待等の問題が多数発生している」に修正すべきである。	当該部分では、相対的な表現は必ずしも必要ではないと考えられること等から、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (2) ①	「虐待」を「殺傷、衰弱させる等虐待」と修正すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、明記する必要はないと考えています。	5
2 (2) ②	新たに「動物販売業者が、消費者に販売する際の説明を義務付け、消費者のサインにより契約成立とするなど、販売者側の説明を義務化する」を追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、追加が必要はないと考えています。なお、ご指摘の点は、すでに動物愛護管理法において規定されています。	4
2 (2) ②	新たに「現在の動物収容施設での殺処分は全面廃止とする。」を追加すべきである。	負傷等死期を早めることが適当である場合や譲渡には不適切な場合もあること等から、全面廃止の必要はないものと考えています。	2
2 (2) ②	新たに「動物の愛護の基本的考え方に基づき、飼育を希望する者への譲渡までのシェルター施設での保護を行うものとする。」を追加すべきである。	再譲渡の推進にあたり、必ずしも新たにシェルター施設を設置する必要はないものと考えています。	2
2 (2) ②	欧米諸国のシェルター等を参考に、遺棄された動物の再譲渡等の取り組みを官民連携して行うべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (2) ②	新たに「引取数、譲渡数および引取り後に行われる殺処分の現状の広報を積極的にを行うこと等により、所有者により一層の責任を持つよう図る。」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。なお、必ずしもご指摘の広報が所有者責任の明確化につながるものではないと考えています。	2
2 (2) ②	新たに「遺棄や虐待の事例を法に則り、速やかに罰則を科せられる体制を整わせることにより、法律違反行為を未然に防止を図る。」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (2) ②	新たに「動物虐待が行われていると疑われる通報があった場合は、すみやかに各地方公共団体と警察との連携を図り、調査・捜査等に当たること。」を追加すべきである	同上	2
2 (2) ②	新たに「販売される動物の繁殖に関わる者、販売する者の登録・承認・資格所有を徹底し、生ある動物の健康と安全が保たれる環境で生存できているか、年に1度等の立ち入り検査（抜き打ち）実施などの実地調査を行う。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。なお、立入調査については、各都道府県等が、地域の実情等を踏まえ、適切に行われています。	1
2 (2) ②	新たに「販売される動物すべてには、飼育主の適切な飼養のためのトレーサビリティを徹底する。」を追加すべきである。	改正動物愛護管理法において、動物取扱業者に対して仕入れ・販売した動物に関する台帳を整備することが義務づけられています。	1
2 (2) ②	新たに「適正な飼養方法のTVコマーシャル、TV番組等による周知」を追加すべきである。	必ずしも、テレビによることは必要ではないものと考えています。	4
2 (2) ②	新たに「高齢者のペット飼育を禁止する。」と追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、飼育禁止等の規定はできないこととなっています。なお、動物の健康と安全の確保のためには、必ずしもご指摘の措置を行う必要はないものと考えています。	1
2 (2) ②	新たに「殺処分率の減少を図るには、行政による引き取り処分以外に獣医師の注射による処置法があり、この方法こそ真の安楽致死法であることを周知し、普及させる必要がある。そのために獣医師の動物福祉・愛護への関心を高めるよう図ること。」と追加すべきである。	各自治体においては、動物愛護管理法に基づき定められた「動物の処分方法に関する指針」に基づき、地域の実情に合わせて適切に行われていることから、追加は必要ないものと考えています。	1
2 (2) ②	処分方法の改善を追加すべきである。	同上	6
2 (2) ②	殺処分率を減らし、譲渡率を上げる施策を念頭に検討して頂きたい。そのためにも、避妊・去勢を推進させ、悲しい死を人間の手で少しでも減少させなくてはならない。	同上	1

2 (2) ②	動物の飼養にあたっては、買い主側も登録制にし、店側や管理センターに管理させるべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
2 (2) ②	殺処分数を半減するという目標を達成するためには、犬や猫の飼養を許可制にするべきである。	動物愛護管理法の改正が必要な措置になります。	1
2 (2) ②	学校で飼育されている動物の適正な飼養保管を確保すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に規定されています。	1
2 (2) ②ア	「みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による」を削除すべきである。	動物愛護管理法上、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置等は所有者の努力義務等として明記されていることから、削除の必要はないものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「みだりな繁殖」を「身勝手かつ無責任な繁殖」に修正すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (2) ②ア	「安易な飼養」を「不適切な飼養」に修正すべきである。	同上	2
2 (2) ②ア	「みだりな繁殖」の前に、「環境省が主体となり、」を追加すべきである。	環境省及び各都道府県・指定都市・中核市が協力して行う施策であることから、追加は必要ないものと考えています。	1
2 (2) ②ア	みだりな繁殖をさせる飼い主などに不妊去勢措置を義務づけるべきである。	動物の適正な管理を推進するためには、必ずしも不妊去勢措置を義務づける必要はないものと考えています。	3
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置の推進」を「展示販売の禁止、資格を持つブリーダーのみの販売、資格を持つもの以外の不妊去勢措置の原則義務化」に変更すべきである。	動物の適正な管理を推進するためには、必ずしもご指摘の事項の禁止又は義務づけの必要はないものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置の推進」を「不妊去勢措置の徹底」と修正すべきである。	動物愛護管理法では義務づけではないこと等から、まずは不妊去勢措置を推進することが必要であるとと考えています。	1
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置の推進」の策として具体案を追加すべき。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	1
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置助成金制度を全国一律で創設し、頭数制限等なしで適用すること。」を追加すべきである。	助成金等の制度創設は、制度上自治体の判断によるものであるため、追加する必要はないものと考えます。	25
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置助成金制度を創設し、ねこ2千円～4千円、犬4千円～1万円、失業者は無料とする。」を追加すべきである。	同上	4
2 (2) ②ア	「犬や猫の去勢及び不妊手術代の約8割を各都道府県で負担する。」を追加すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	「所有者のいない猫の不妊去勢手術費の助成（無料）制度の創設」を追加すべきである。	同上	10
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置の推進」に「とりわけ所有者不明のねこの繁殖制限に対する行政の支援」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定することとされています。	6
2 (2) ②ア	行政による所有者不明のねこの捕獲、不妊去勢措置の実施、捕獲場所付近に戻すこと。」を追加すべきである。	同上	2
2 (2) ②ア	「不妊去勢の必要性等について、定期的に一般の飼い主に対する動物の専門家からの説明を実施すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	15
2 (2) ②ア	「不妊去勢措置についてもっと世の中の人にアピールする。」を追加すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	「みだりな繁殖を防止（中略）措置の推進」を「家庭動物の飼養の有無に関わらず、安易かつみだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の重要性・必要性の普及啓発及び推進」とすべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (2) ②ア	目標は「引取り数の半減」ではなく「引取数を15万頭以下を目指す。」と修正すべきである。	殺処分される数を減少させるために、まずは引取数を半減させることが必要であるとと考えています。	1
2 (2) ②ア	引取数を「3分の1に減らす。」と修正すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	引取数を「犬は10分の1に、ねこは半減」と修正すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	「引取り数を最小限とする。」と修正すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	「半減のための具体的施策」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	41
2 (2) ②ア	殺処分の半減に対してどのように国及び市町村レベルで対応するのか具体的な施策を追加すべき。	同上	1
2 (2) ②ア	目標は「引取り数の半減」ではなく「殺処分率の半減（引取り数の50%以上）を図る」と修正すべきである。	殺処分される数を減少させるために、まずは引取数を半減させることが必要であるとと考えています。また、譲渡の推進については、ガイドラインを策定するなど、今後とも取り組むこととしています。	43

2 (2) ②ア	「殺処分率の減少」について、具体的目標数値を追加すべきである。	殺処分される数を減少させるために、まずは引取数を半減させることが必要であり、殺処分率についての具体的な目標数値設定は必要ないものと考えています。	2
2 (2) ②ア	「殺処分率の減少」を「殺処分率のゼロを目指す。」に修正すべきである。	同上	5
2 (2) ②ア	「殺処分率の減少を図る」を「殺処分率の半減を図る。」に修正すべきである。	同上	2
2 (2) ②ア	「殺処分率の減少を図る」を「平成18年度の半分以下にする。」に修正すべきである。	同上	4
2 (2) ②	「殺処分を5年後の見直し期間までに廃止し、その経費を不妊去勢費に充てる。」を追加すべきである。	負傷等死期を早めることが適当である場合や譲渡には不適切な場合もあること等から、廃止の必要はないものと考えています。	3
2 (2) ②ア	引取時に譲渡等の努力を行ったか、不妊去勢措置を行ったか等、強く指導することを追加すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、ご指摘の内容は記載する必要がないと考えています。ご指摘の趣旨については、すでに動物愛護管理法及び環境省告示「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」に盛り込まれています。	10
2 (2) ②ア	同じ飼い主からの複数回にわたる引取依頼、繁殖業者からの引取依頼については、罰金又は罰則を課すべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、罰金・罰則を課することは制度上できないこととなっています。	4
2 (2) ②ア	犬猫を保健所に持ち込むことは遺棄として禁止するべきである。	動物愛護管理法において、引取りはその事由の如何に関わらず、関係自治体の義務とされていることから、矛盾する内容を規定することはできないこととなっています。	1
2 (2) ②ア	「引取りを希望した人物（家族等）は、法律で二度と動物を飼ってはいけないようにする。」を追加すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	家庭等で飼育保管される動物の適切な基本飼育方法を策定し、それを破った者への罰則を設定すべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針であることから、罰則等は規定できないこととなっています。なお、家庭動物等の飼養保管方法については、環境省告示「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」としてよべき基準が定められています。	1
2 (2) ②ア	「犬及びねこの引取りには手数料等を徴収すること等」を追加すべきである。	手数料の徴収は、制度上自治体の判断によるものであるため、追加する必要はないと考えます。なお、一部自治体においてはすでに手数料が徴収されています。	3
2 (2) ②ア	返還又は飼養を希望する者への譲渡の推進にあたり「動物愛護団体、グループ、個人に協力を求め」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	11
2 (2) ②ア	「元の所有者等への返還」の「等」を削除すべきである。	所有者のほか占有者への返還があるため、修正は必要ないものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「元の所有者等への返還」を削除すべきである。	逸走等による所有者の判明しない犬又はねこの場合等、元の所有者等への返還がありうるため、削除は必要ないものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「飼育を希望する者への譲渡等を進めることにより」の等を削除し、「飼育を希望する者への譲渡等を進めることにより」を「飼育を希望する者へ、適性を見て、適正な飼養方法、終生飼養の徹底、指導により譲渡を進め、」と修正すべきである。	殺処分率の減少を図るためには、返還又は譲渡に限らず、必要な施策を実施する必要があることから、「等」は必要であると考えています。なお、後段でご指摘の趣旨は、環境省告示「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」に盛り込まれています。	1
2 (2) ②ア	「都道府県、政令市および中核市において引き取った動物の引き取り経緯やその後の処遇、また譲渡を行っている旨の広報活動等を実施すること」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「飼養を希望する者への譲渡を進めること等により殺処分の減少を図ること」を「飼養を希望する者への譲渡を進め、特に成犬成猫譲渡を促進すること等により殺処分の減少を図ること」に変更すべきである。	同上	1
2 (2) ②ア	「飼養を希望する者への譲渡等を進める」とあるが他人に無償譲渡することこそ悪質業者を増やすことに繋がるため、削除すべきである。	都道府県等が行う譲渡等に関しては、その適正な実施について、環境省告示「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」に盛り込まれているものと考えています。	1
2 (2) ②ア	「保管期間を延長させる等飼養保管状況の改善につとめ、」と修正すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	2
2 (2) ②ア	「インターネット等を利用した再飼養支援の取組を全国化し、広域的な譲渡の実現を目指す。」を追加すべきである。	ご指摘の趣旨は、すでに本指針に盛り込まれているものと考えています。	2
2 (2) ②ア	「保護期間の長期化を検討すること。」を追加すべきである。	具体的な施策については、各都道府県が、本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物愛護管理推進計画として策定されることとなります。	1
2 (2) ②ア	動物管理センターなどにおける引き取られた犬及びねこの保管期間を最低でも3ヶ月と義務づけるべきである。	本指針は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を定めるものであることから、各自治体への義務づけは制度上できないこととなっています。	1
2 (2) ②イ	遺棄防止を徹底するため「飼い主に飼養環境や適性試験を実施すること」を追加すべきである。	遺棄防止のためには、必ずしも適性試験を実施する必要はないと考えます。なお、一部自治体では飼い主に対する講習等が行われています。	20